

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出4件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

バブル経済の崩壊以降、混乱を続けた金融システムの再構築を図るため、大蔵大臣の諮問を受けた金融審議会は、平成10年より銀行、保険を初めとする金融制度の環境整備のための議論を重ねてきた。その結果、平成11年7月、「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」を、同年12月には、「保険会社のリスク管理と倒産法制的整備 中間とりまとめ」及び「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」を公表した。

これらの答申後、政府・与党間の政策協議を経て、ペイオフ解禁の1年延期や、生命保険契約者保護機構への財政支援等が決定され、今国会に以下の2法律案が提出された。

まず、**預金保険法等の一部を改正する法律案**は、預金等全額保護の特例措置の財源として交付国債を6兆円増額し、当該特例措置を1年延長することに加え、協同組織金融機関による優先出資の発行と公的資金による当該優先出資の引受けを平成14年3月末まで可能とするほか、平成13年4月以降の金融機関の破綻処理制度を整備するため、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助の適用範囲の拡大や、破綻金融機関に対する金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継、金融危機に対応するための措置及び金融機関についての民事再生手続の特例等を定めるものである。

次に、**保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案**は、保険会社の経営基盤の強化及び保険会社の破綻処理制度の整備を図るため、相互会社から株式会社への組織変更の規定を見直すほか、保険契約者等を保護するための特別の措置等を整備するとともに、保険会社の更生手続の特例等を設け、さらに生命保険契約者保護機構の借入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化等の措置を講じるものである。

また、農漁協系統の信用事業についても、金融審議会における議論と並行してセーフティーネットの整備に関する検討が行われた。平成12年2月に公表された「系統信用事業のセーフティーネットの整備の方向」では、貯金保険制度及び破綻処理の仕組みについても、他の金融業態と同様の整備を図ることが重要との意見が示されたことから、以下の系統信用事業関連の2法律案が国会に提出された。

まず、**農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案**は、農水産業協同組合貯金保険制度や系統信用事業の破綻処理制度の整備を図るものである。

具体的には、預金保険制度と同様、貯金の全額保護のための特例措置を1年延長すると

ともに、公的管理人による経営困難な農水産業協同組合の管理や、金融危機に対応するための措置等を設けるものである。

また、保険制度の適用対象に信連及び農林中金を追加し、信連等が破綻した場合の資金援助の限度額について、当該信連等のペイオフコストだけでなく、連鎖破綻のおそれがある会員農協等のペイオフコストを加算するほか、資金援助の手法の拡大等の措置が講じられている。

最後に、**農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案**は、農水産業協同組合の再生手続及び破産手続について特例を定めるものである。

本特別委員会では、4月21日、預金保険法等の一部を改正する法律案並びに保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について趣旨説明を聴取した後、両法律案を一括して審査に入り、関係大臣等に対し質疑を行った。5月10日には参考人として東京大学大学院法学政治学研究科教授・金融審議会委員神田秀樹君、社団法人生命保険協会会長森田富治郎君、21世紀政策研究所理事長田中直毅君、中央大学経済学部教授米田貢君から意見を聴取した。

また、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案については、5月19日に本特別委員会において趣旨説明を聴取し、以後4法律案を一括して審査を行い、関係大臣等に対し質疑を行った。

質疑では、今後の預金保険制度や金融行政の在り方に関する点に多くの関心が寄せられた。特に、預金等の全額保護の特例期間が1年延期されたことについて、護送船団方式の金融行政の復活につながるとの懸念が多く示されたが、宮澤大蔵大臣からは、信用組合の監督権限が国に移行したことを踏まえると、信用組合に対する金融検査に取り組むには1年間の特例期間の延長が不可欠との答弁があった。

また、金融危機に対応するための措置の乱用により、金融機関が安易に救済されるとの指摘については、当該措置の発動に際しては、政府の金融危機対応会議による協議と総理大臣の決定を要し、国会に対する事後報告も行われることから、極めて重い条件が課されているとの答弁があった。

保険関係では、保険会社の経営状況に関する議論が多くを占めたが、村井金融再生政務次官からは、資産運用利回りが保険契約の予定利率を下回ることにより逆ざやが発生しているほか、保険契約数も減少していることを受け、依然として保険会社の経営が厳しい状況にあるとの答弁があった。

このほか、系統信用事業関係では、農漁業協同組合の合併・再編が遅れているとの懸念に対し、玉沢農林水産大臣からは、従来の地域主義にこだわらず、合併による農漁協経営の安定化を図る必要があるとの答弁があった。

質疑終局後、討論、採決の結果、預金保険法等の一部を改正する法律案、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案並びに農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案は、多数をもって原案どおり可決され、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案は全会一致をもって原案どおり可決した。

なお、預金保険法等の一部を改正する法律案に対して附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

1月19日、日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置した。

4月26日、金融問題及び経済活性化に関する調査を行い、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について質疑を行った。当該質疑は、平成11年12月13日に越智金融再生委員会委員長（当時）により行われた報告に対するものであるが、越智委員長が2月に更迭されたことから、後任の谷垣委員長等に対して質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年1月20日（木）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成12年4月21日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）
以上両案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月26日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について谷垣金融再生委員会委員長、村井金融再生政務次官、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。
- 預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）
以上両案について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月28日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官、小池経済企画政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月8日（月）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長、村井金融再生政務次官、林大蔵政務次官、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成12年5月10日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、村井金融再生政務次官、林大蔵政務次官、橋自治政務次官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁藤原作彌君に対し質疑を行った後、参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授・金融審議会委員神田秀樹君、社団法人生命保険協会会長森田富治郎君、21世紀政策研究所理事長田中直毅君及び中央大学経済学部教授米田貢君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月11日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、村井金融再生政務次官、小池経済企画政務次官及び参考人日本たばこ産業株式会社代表取締役社長水野勝君に対し質疑を行った。

○平成12年5月12日（金）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）
以上両案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、村井金融再生政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月15日（月）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）
以上両案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月19日（金）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）
農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）
以上両案について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴き、
預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）
農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）
農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）
以上4案について玉沢農林水産大臣、谷垣金融再生委員会委員長、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官、金田農林水産政務次官、根來公正取引委員会委員長、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び日本中央競馬会理事長高橋政行君に対し質疑を行った。

○平成12年5月22日（月）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）
農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等

に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）

以上4案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、玉沢農林水産大臣、村井金融再生政務次官、林大蔵政務次官、金田農林水産政務次官、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月23日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）

以上4案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、村井金融再生政務次官及び林大蔵政務次官に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第35号） 賛成会派 自保、明改、参ク

反対会派 民主、共産、社民、二連

（閣法第57号） 賛成会派 自保、民主、明改、社民、参ク、二連

反対会派 共産

（閣法第68号） 賛成会派 自保、明改、参ク

反対会派 民主、共産、社民、二連

（閣法第69号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連

反対会派 なし

なお、預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）

【要 旨】

本法律案は、最近における金融環境の変化に対応し、我が国の金融の機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助の適用範囲を拡大し、かつ、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を創設するとともに、金融機関について民事再生手続の特例等を設けるほか、特例業務基金に充てるための交付国債の増額及び資金援助の特例の延長等を行い、さらに協同組織金融機関の経営基盤の強化を図るための所要の措置を講ずる必要があるため、預金保険法、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関

する法律、信託業法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 平成13年4月以降の金融機関の破綻処理制度（恒久措置）

(1) 破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助の適用範囲の拡大

営業の全部譲渡の場合のみでなく、営業の一部譲渡の場合の資金援助、営業譲渡・合併等が行われた後の追加的な資金援助、債権者間の衡平を図るための破綻金融機関に対する資金援助を可能とする。また、資金援助の一環として、受皿に対する資本増強及び事後的な損失補てんを行うことを可能とする。

(2) 破綻金融機関に対する金融整理管財人による管理

破綻金融機関の経営権を掌握する公的な管理人（金融整理管財人）制度を導入する。

(3) 破綻金融機関の業務承継

内閣総理大臣は、受皿とする金融機関が直ちに現れない場合に対応するため、預金保険機構の子会社として承継銀行（ブリッジバンク）を設立する旨の決定を行うことができる。

(4) 金融危機に対応するための措置

① 危機的な事態が予想される場合、内閣総理大臣は、金融危機対応会議の議を経て、金融機関の区分に応じ、それぞれの例外的措置を講じる必要がある旨の認定を行うことができる。

イ 金融機関（ロの金融機関を除く） 預金保険機構による株式等の引受け等（資本増強）

ロ 破綻金融機関又は債務超過の金融機関 保険金支払に要すると見込まれる費用を超える資金援助

ハ 債務超過の破綻銀行 預金保険機構による全株式の取得（特別危機管理銀行）

② 内閣総理大臣は、①の認定を行ったときは、当該認定の内容を国会に報告しなければならない。

③ 金融危機への対応に係る業務を行うための勘定として、預金保険機構に危機対応勘定を設ける。

④ 金融機関は、例外的措置の実施に要した費用に充てるため、負担金を納付しなければならない。また、政府は、金融機関の負担金だけでは、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な影響を与えるおそれがあると認められる場合に限り、当該業務に必要な経費の一部を補助することができる。

(5) 預金保険の付保対象の改正

金融債（権利者を確知できるものに限る）を新たに預金保険の対象とする。

(6) 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正

金融機関について、監督庁による再生手続開始の申立等の民事再生手続の特例等を設ける。

2 交付国債の増額（時限措置）

政府は、特例業務基金に充てるため、預金保険機構に交付する国債を、既に交付している7兆円に追加して6兆円増額する。

3 預金等全額保護の特例措置の延長等（時限措置）

- (1) 平成13年3月末までとなっている預金等全額保護の特例措置を1年延長し、平成14年3月末までとする。
- (2) 流動性預金については、(1)の特例措置終了後も1年間、平成15年3月末まで全額保護する。

4 協同組織金融機関の経営基盤強化

- (1) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正（恒久措置）
個別の信用組合、信用金庫その他の協同組織金融機関による優先出資の発行を可能とする。
- (2) 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正（時限措置）
(1)の改正により優先出資の発行が可能となる金融機関について、資本増強の適用条件を見直した上で、その適用期限を1年延長し、平成14年3月末までとする。
- (3) 預金保険法の一部改正（時限措置）
平成8年の預金保険法改正前の破綻処理に伴う債権回収事務を整理回収機構に円滑に一元化するため、預金保険機構による当該債権の買取り及び損失補てんを可能とする。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 預金保険の全額保護のための特別措置を1年延期した経緯にかんがみ、再延期を行うことのないよう、この間、適切な検査及びモニタリング、これに基づく的確な監督及び指導を行い得る体制を整備し、より強固な金融システムの構築を図ること。
 - 一 金融機関の破綻処理に当たっては、その経緯を詳細に説明するとともに、特に、フィナンシャル・アドバイザー契約を締結した場合においては、その処理に国民の税金たる公的資金が投入されることにかんがみ、情報開示に努めること。
 - 一 金融機関の破綻処理の経費については、国民負担が最小となるよう努めるとともに、処理に伴うアドバイザー費用についても原則として開示すること。
- 右決議する。

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第57号)

【要 旨】

本法律案は、保険会社の経営基盤の強化及び破綻保険会社の的確な処理を図るため、相互会社の株式会社化に関する規定の見直しを行うほか、破綻保険会社の保険契約の承継等の制度の創設等保険契約者等の保護のための特別の措置等の整備を行うとともに、相互会社への更生手続について必要な事項を定め、かつ、保険会社の更生手続及び破産手続の特例等を設け、さらに生命保険契約者保護機構の借入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図る等の措置を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 保険相互会社から株式会社への組織変更

- (1) 保険相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行うほか、商法の特例として、端株の一括売却制度を導入し、端株を割り当てられる社員への補償とし

て売却代金の交付を可能とする。

- (2) 組織変更と同時の株式発行及び直後の新株発行による資本増強を可能とする。

2 保険契約者等の保護のための特別措置

- (1) 保険会社に対し、業務又は財産の状況に照らして保険業の継続が困難であるときは、監督当局へ事業継続困難である旨の申出を義務付ける。
- (2) 被管理会社の保険契約の移転等に係る株主総会等の特別決議に関して、仮決議の制度及び特別決議に代わる裁判所の許可制度を導入する。
- (3) 保険契約の移転や合併の場合のみでなく、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合にも契約条件の変更を可能とする。
- (4) 保険契約者保護機構の業務の拡大・強化

- ① 保険契約者保護機構による保険管理人又は保険管理人代理への就任を可能とするとともに、救済保険会社が現れない場合に対応するため、承継保険会社による保険契約の承継を可能とする。

また、破綻保険会社の保険金請求権等及び資産の買取りを可能とするとともに、当分の間の措置として、当該資産の買取り及び回収について協定銀行（整理回収機構）への委託を可能とする。

- ② 資金援助の一環として、金銭贈与のほか、資産の買取り及び事後的な損失補てん（ロスシェアリング）を行うことを可能とするとともに、保険契約の全部移転の場合のみでなく一部移転の場合の資金援助、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合の資金援助を可能とする。
- ③ 資金援助の類型として救済保険会社に対する資金援助のほか、保険契約の承継、保険契約の再承継の場合の資金援助、保険契約の再移転の場合の資金援助を可能とする。

- (5) 生命保険契約者が有する保険金請求権等について先取特権を付与する。

3 生命保険契約者保護機構の財源対策

- (1) 生命保険契約者保護機構の借入れに係る政府保証を可能とする規定を恒久的な措置とする。
- (2) 平成15年3月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用を生命保険各社の負担金のみで賄うとしたならば、各生命保険会社の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合には、予算で定める金額の範囲内で、生命保険契約者保護機構に対し、当該費用の全部又は一部についての国庫補助を可能とする規定を設けるとともに、利益が生じた場合における国庫への納付についての規定を設ける。

4 その他

- (1) 監督当局が保険会社の準拠すべき責任準備金の計算基礎率の作成等を、社団法人日本アクチュアリー会に行わせるにあたり、必要な監督を行う等のため指定法人化する。
- (2) 金融システム改革の着実な実施を図るため、一定の保険商品につき銀行等による販売を可能とする。

5 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正

- (1) 保険相互会社への更生手続の適用を可能とするとともに、保険会社の更生手続及び更生計画の遂行に係る所要の規定の整備を行う。また、破産手続についても、更生手続の特例と同様の規定を整備する。
- (2) 更生手続及び破産手続に係る保険契約者への送達の特例を設けるとともに、保護機構による手続代理等に関する規定を設ける。

6 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から3か月以内で政令で定める日から施行する。ただし、3(1)及び4(2)については、平成13年4月1日から施行する。
- (2) 政府は、この法律の施行後3年以内に保険契約者等の保護のための制度に検討を加え、必要があると認める場合には、保険業の信頼維持のために必要な措置を講ずる。

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合の的確な処理を図るため、連合会及び農林中央金庫を対象に加えるほか、合併等に対する資金援助の適用範囲を拡大し、かつ、協定債権回収会社の活用、管理人による管理、金融危機に対応するための措置等の制度を創設するとともに、資金援助及び貯金等債権の買取りの特例の延長等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 貯金の全額保護のための特例措置の期限の延期

貯金の全額保護のための特例措置の期限を1年延期し、平成14年3月31日までとする。

2 農水産業協同組合貯金保険制度の適用対象の拡大

- (1) 農水産業協同組合貯金保険制度の適用対象として、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫等を追加する。
- (2) (1)に伴い、信用農業協同組合連合会等が破綻した場合の資金援助の限度額について、当該連合会等のペイオフコストだけでなく、連鎖破綻のおそれのある会員農協等のペイオフコストを加算する。
- (3) 付保対象として、農林債券等を追加する。

3 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助の充実

- (1) 多様なスキームにより円滑に破綻処理を行うため、信用事業の一部譲渡等も資金援助の対象に追加する。
- (2) (1)との関係において、信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への事業の一部譲渡が行えるよう措置するとともに、資金援助の手法を充実し、優先出資の引受け、事後的な損失の補てん等を追加する。

4 貯金保険機構の不良債権等の買取り・回収業務の円滑化

貯金保険機構は、経営が困難となった農協等の不良債権等の買取り・回収を円滑に行うため、債権回収会社に対して業務委託を行うことができる。

5 公的管理人制度の導入

経営が困難となった農協等の合併等を迅速かつ円滑に進めるため、当該農協等について、行政庁が公的管理人を任命する制度を導入する。

6 その他

- (1) 金融危機への対応等について、他の金融機関と基本的に同様の規定の整備を行う。
- (2) この法律は、平成13年4月1日から施行する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案（閣法第69号）

【要 旨】

本法律案は、農水産業協同組合について、貯金者等の権利の実現を確保しつつ、再生手続及び破産手続の円滑な進行を図るため、監督庁による申立て、農水産業協同組合貯金保険機構による貯金者表の作成等これらの手続の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 監督庁による再生手続開始等の申立て等

- (1) 監督庁は、裁判所に対し、農水産業協同組合について、再生手続開始又は破産の申立てをすることができる。
- (2) 再生手続開始後において、農水産業協同組合がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、信用事業の譲渡について、総会又は総代会の議決に代わる許可を与えることができる。

2 農水産業協同組合貯金保険機構の権限

農水産業協同組合貯金保険機構は、貯金者表を作成して、裁判所に提出することにより、貯金者を代理して、再生手続又は破産手続に関する一切の行為をすることができる。

3 その他

- (1) この法律は、平成13年4月1日から施行する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（４件）

※は予算関係法律案

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
※ 35	預金保険法等の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 18	12. 4. 21	12. 5. 23 可 附帯決議	12. 5. 24 可 決	12. 3. 23 大 蔵	12. 4. 18 可 附帯決議	12. 4. 20 可 決
			○12. 4. 21 参本会議趣旨説明						○12. 3. 23 衆本会議趣旨説明
57	保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	„	3. 7	4. 21	5. 23 可 決	5. 24 可 決	3. 23 大 蔵	4. 18 可 附帯決議	4. 20 可 決
			○12. 4. 21 参本会議趣旨説明						○12. 3. 23 衆本会議趣旨説明
68	農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案	„	3. 15	5. 15	5. 23 可 決	5. 24 可 決	4. 19 農林水産	4. 26 可 決	4. 27 可 決
69	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案	„	3. 15	5. 15	5. 23 可 決	5. 24 可 決	4. 19 農林水産	4. 26 可 決	4. 27 可 決